

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第76条の2第3項
処分の概要	指定居宅サービス事業者に対する命令
法令の定め	第76条の2第3項 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 〃 保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第77条第1項
処分の概要	指定居宅サービス事業者の指定の取消し等
法令の定め	<p>第77条第1項</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者が、第70条第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>三 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定居宅サービス事業者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 指定居宅サービス事業者が、第74条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>六 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 指定居宅サービス事業者が、第76条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第41条第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十二 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十三 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 〃 保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第91条の2第3項
処分の概要	指定介護老人福祉施設の開設者に対する命令
法令の定め	第91条の2第3項 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

法令名	介護保険法
根拠条項	第92条第1項
処分の概要	指定介護老人福祉施設の指定の取消し等
法令の定め	<p>第92条第1項</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護老人福祉施設に係る第48条第1項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定介護老人福祉施設が、第86条第2項第三号、第三号の二又は第七号（ハに該当する者があるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について、第88条第1項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>三 指定介護老人福祉施設が、第88条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 指定介護老人福祉施設の開設者が、第88条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>五 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 指定介護老人福祉施設が、第90条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 指定介護老人福祉施設の開設者又はその長若しくは従業者が、第90条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護老人福祉施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護老人福祉施設の開設者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 指定介護老人福祉施設の開設者が、不正の手段により第48条第1項第一号の指定を受けたとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十二 指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第101条
処分の概要	介護老人保健施設の使用制限
法令の定め	<p>第101条</p> <p>都道府県知事は、介護老人保健施設が、第97条第1項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第102条第1項
処分の概要	介護老人保健施設の管理者の変更命令
法令の定め	第102条第1項 都道府県知事は、介護老人保健施設の管理者が介護老人保健施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、介護老人保健施設の管理者の変更を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第103条第3項
処分の概要	介護老人保健施設の開設者に対する命令等
法令の定め	第103条第3項 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた介護老人保健施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第104条第1項
処分の概要	介護老人保健施設の開設許可の取消し等
法令の定め	<p>第104条第1項</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該介護老人保健施設に係る第94条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 介護老人保健施設の開設者が、第94条第1項の許可を受けた後正当の理由がないのに、6月以上その業務を開始しないとき。</p> <p>二 介護老人保健施設が、第94条第3項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十一号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 介護老人保健施設の開設者が、第97条第7項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>四 介護老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。</p> <p>五 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 介護老人保健施設の開設者等が、第100条第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 介護老人保健施設の開設者等が、第100条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該介護老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護老人保健施設の開設者又は当該介護老人保健施設の管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、介護老人保健施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 介護老人保健施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護老人保健施設の管理者のうち許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十二 介護老人保健施設の開設者が第94条第3項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 // 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第113条の2第3項(旧法)
処分の概要	指定介護療養型医療施設の開設者に対する命令
法令の定め	第113条の2第3項 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ(電話番号:011-231-4111(25-220))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第114条第1項(旧法)
処分の概要	指定介護療養型医療施設の指定の取消し等
法令の定め	<p>第114条第1項</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第48条第1項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定介護療養型医療施設が、第107条第3項第三号から第四号の二まで、第九号(第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第十号(第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について、第110条第1項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>三 指定介護療養型医療施設が、第110条第2項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 指定介護療養型医療施設の開設者が、第110条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>五 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 指定介護療養型医療施設が、第112条第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者、医師その他の従業者が、第112条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護療養型医療施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 指定介護療養型医療施設の開設者が、不正の手段により第48条第1項第三号の指定を受けたとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。</p> <p>十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十二 指定介護療養型医療施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該指定介護療養型医療施設の管理者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十三 指定介護療養型医療施設の開設者が法人でない療養病床病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室企画総務課 " 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ(電話番号:011-231-4111(25-220))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第114条の3
処分の概要	介護医療院の使用制限等
法令の定め	第114条の3 都道府県知事は、介護医療院が、第111条第1項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同条第3項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第114条の4第1項
処分の概要	介護医療院の管理者の変更命令
法令の定め	第114条の4第1項 都道府県知事は、介護医療院の管理者が介護医療院の管理者として不相当であると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、介護医療院の管理者の変更を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年2月6日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第114条の5第3項
処分の概要	介護医療院の開設者に対する命令等
法令の定め	第114条の5第3項 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた介護医療院の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

法令名	介護保険法
根拠条項	第114条の6第1項
処分の概要	介護医療院の開設許可の取消し等
法令の定め	<p>第104条の6第1項</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護医療院に係る第107条第1項の許可（以下この条において「許可」という。）を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 介護医療院の開設者が、許可を受けた後正当な理由がなく、6月以上その業務を開始しないとき。</p> <p>二 介護医療院が、第107条第3項第四号から第六号まで、第十三号（第七号に該当する者のあるものを除く。）又は第十四号（第七号に該当する者のあるものを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 介護医療院の開設者が、第111条第7項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>四 介護医療院の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。</p> <p>五 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>七 介護医療院の開設者等が、第114条の2第1項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>八 介護医療院の開設者等が、第114条の2第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護医療院の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護医療院の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 介護医療院の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護医療院の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十二 介護医療院の開設者が第107条第3項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の8第3項
処分の概要	指定介護予防サービス事業者に対する命令
法令の定め	<p>第115条の8第3項</p> <p>都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	<p>各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課</p> <p>〃 保健行政室企画総務課</p> <p>〃 地域保健室企画総務課</p>
問い合わせ先	<p>保健福祉部福祉局</p> <p>施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）</p>
備考	<p>（公表アドレス）</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</p>

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の9第1項
処分の概要	指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等
法令の定め	<p>第115条の9第1項</p> <p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定介護予防サービス事業者が、第115条の2第2項第四号から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>三 指定介護予防サービス事業者が、第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>四 指定介護予防サービス事業者が、第115条の4第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>五 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定介護予防サービス事業者が、第115条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第53条第1項本文の指定を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十二 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 〃 保健行政室企画総務課 〃 地域保健室企画総務課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の34第3項
処分の概要	業務管理体制整備の命令（介護サービス事業者）
法令の定め	第115条の34第3項 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111(25-220)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第49条第4項
処分の概要	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者に対する命令
法令の定め	都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第50条第1項
処分の概要	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等
法令の定め	<p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定障害福祉サービス事業者が、第36条第3項第4号から第5号の2まで、第12号又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>三 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第43条第1項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定障害福祉サービス事業者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定障害福祉サービス事業者が、第48条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第29条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十二 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第50条第3項
処分の概要	指定障害者支援施設の指定の取消し等
法令の定め	<p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害者支援施設の設置者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定障害者支援施設の設置者が、第38条第3項において準用する第36条第3項第4号から第5号の2まで、第12号又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定障害者支援施設の設置者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>三 指定障害者支援施設の設置者が、当該指定に係る障害者支援施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第44条第1項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定障害者支援施設の設置者が、第44条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害者支援施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 介護給付費又は訓練等給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定障害者支援施設の設置者が、第48条第3項において準用する同条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 指定障害者支援施設の設置者又は当該指定に係る障害者支援施設の従業者が、第48条第3項において準用する同条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害者支援施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害者支援施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定障害者支援施設の設置者が、不正の手段により第29条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害者支援施設の設置者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害者支援施設の設置者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定障害者支援施設の設置者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十二 指定障害者支援施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第51条の4第3項
処分の概要	業務管理体制整備の命令（指定障害者サービス事業者等）
法令の定め	厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第51条の28第4項
処分の概要	指定一般相談支援事業者に対する命令
法令の定め	都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第51条の29第1項
処分の概要	指定一般相談支援事業者の指定の取消し等
法令の定め	<p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定一般相談支援事業者に係る第51条の14第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定一般相談支援事業者が、第51条の19第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定一般相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>三 指定一般相談支援事業者が、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第51条の23第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定一般相談支援事業者が、第51条の23第2項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 地域相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定一般相談支援事業者が、第51条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 指定一般相談支援事業者又は当該指定に係る一般相談支援事業所の従業員が、第51条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る一般相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定一般相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定一般相談支援事業者が、不正の手段により第51条の14第1項の指定を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定一般相談支援事業者が、地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定一般相談支援事業者の役員又はその一般相談支援事業所を管理する者その他政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に地域相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-220))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第51条の3第3項
処分の概要	業務管理体制整備の命令（指定一般相談支援事業者）
法令の定め	厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第82条第1項
処分の概要	障害福祉サービス事業者に対する事業の停止等
法令の定め	都道府県知事は、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業を行う者が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき、又は身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七の規定に違反したときは、その事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第82条第1項
処分の概要	一般相談支援事業者に対する事業の停止等
法令の定め	都道府県知事は、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業を行う者が、この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき、又は身体障害者福祉法第十八条の二、知的障害者福祉法第二十一条若しくは児童福祉法第二十一条の七の規定に違反したときは、その事業を行う者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
根拠条項	第86条第1項
処分の概要	障害者支援施設の設置者に対する事業の停止等
法令の定め	都道府県知事は、市町村が設置した障害者支援施設について、その設備又は運営が第八十四条第一項の基準に適合しなくなったと認め、又は法令の規定に違反すると認めるときは、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第21条の5の23第3項
処分の概要	指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者に対する命令
法令の定め	都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

法令名	児童福祉法
根拠条項	第21条の5の24第1項
処分の概要	指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等
法令の定め	<p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第21条の5の3第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の15第2項第4号から第5号の2まで、第13号又は第14号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の18第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>三 指定障害児通所支援事業者が、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第21条の5の19第1項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の19第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定通所支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定障害児通所支援事業者が、第21条の5の22第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第21条の5の22第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第21条の5の3第1項の指定を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定障害児通所支援事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十二 指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第21条の5の28第3項
処分の概要	業務管理体制整備の命令（指定障害児通所支援事業者等）
法令の定め	厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第24条の16第3項
処分の概要	指定障害児入所施設等の設置者に対する命令
法令の定め	都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児入所施設等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第24条の17第1項
処分の概要	指定障害児入所施設の指定の取消し等
法令の定め	<p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児入所施設に係る第24条の2第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定障害児入所施設の設置者が、第24条の9第2項において準用する第21条の5の15第2項第4号から第5号の2まで、第13号又は第14号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定障害児入所施設の設置者が、第24条の11第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>三 指定障害児入所施設の設置者が、当該指定障害児入所施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第24条の12第1項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定障害児入所施設の設置者が、第24条の12第2項の都道府県の条例で定める指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害児入所施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>六 指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長その他の従業者（次号において「指定入所施設設置者等」という。）が、第24条の15第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>七 指定入所施設設置者等が、第24条の15第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定障害児入所施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>八 指定障害児入所施設の設置者が、不正の手段により第24条の2第1項の指定を受けたとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十一 指定障害児入所施設の設置者が法人である場合において、その役員又は当該指定障害児入所施設の長のうち指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>十二 指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第24条の19の2
処分の概要	業務管理体制整備の命令（指定障害児入所施設等の設置者）
法令の定め	厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第24条の40第3項
処分の概要	業務管理体制整備の命令（指定障害児相談支援事業者）
法令の定め	厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	保健福祉部福祉局施設運営指導課事業指導グループ 各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-220））
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第18条の2第1項
処分の概要	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する必要措置
法令の定め	都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第14条の4の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111(25-226)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第18条の2第2項
処分の概要	老人居宅生活支援事業等の制限又は停止命令
法令の定め	都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第5条の2第2項から第6項まで、第20条の2の2若しくは第20条の3に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111(25-226)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第19条第1項
処分の概要	養護老人ホーム等の設置認可取消等
法令の定め	都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による認可を取り消すことができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111(25-226)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第29条第13項
処分の概要	有料老人ホーム設置者に対する改善命令
法令の定め	都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第4項から第9項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111(25-226)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年2月6日作成)

法令名	老人福祉法
根拠条項	第29条第14項
処分の概要	有料老人ホーム設置者に対する事業制限又は停止命令
法令の定め	都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準は設定していない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課事業指定グループ（電話番号：011-231-4111(25-226)）
備考	（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第56条第6項
処分の概要	社会福祉法人に対する措置命令
法令の定め	<p>第56条第4項 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>第56条第6項 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）所管法人 ～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課 本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局 施設運営指導課法人運営グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-213））
備考	<p>【所管法人】 各総合振興局（振興局）所管法人 ～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内の所在するもの） (公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第56条第7項
処分の概要	社会福祉法人に対する業務の全部若しくは一部の停止命令
法令の定め	<p>第56条第7項</p> <p>社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。</p>
処分基準	<p>処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。</p>
処分担当課	<p>各総合振興局（振興局）所管法人</p> <p>～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課</p> <p>本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課</p>
問い合わせ先	<p>保健福祉部福祉局</p> <p>施設運営指導課法人運営グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-213））</p>
備考	<p>【所管法人】</p> <p>各総合振興局（振興局）所管法人</p> <p>～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く）</p> <p>本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内の所在するもの）</p> <p>（公表アドレス）</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第56条第8項
処分の概要	社会福祉法人に対する解散命令
法令の定め	<p>第56条第8項</p> <p>所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p>
処分基準	処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	<p>各総合振興局（振興局）所管法人</p> <p>～各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課</p> <p>本庁所管法人～保健福祉部福祉局施設運営指導課</p>
問い合わせ先	<p>保健福祉部福祉局</p> <p>施設運営指導課法人運営グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-213））</p>
備考	<p>【所管法人】</p> <p>各総合振興局（振興局）所管法人</p> <p>～各総合振興局（振興局）管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く）</p> <p>本庁所管法人～総合振興局（振興局）、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内の所在するもの）</p> <p>（公表アドレス）</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第71条
処分の概要	社会福祉施設の基準適合命令
法令の定め	第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者の施設が、第65条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営業者に対し、同項の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に決めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局施設運営指導課 法人運営グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-213)) 事業指定グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-226)) 事業指導グループ(電話番号:011-231-4111(内線25-218))
備考	(公表アドレス) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第72条第1項
処分の概要	社会福祉事業経営の許可の取消し等
法令の定め	<p>第72条第1項</p> <p>都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受けて社会福祉事業を営業者が、第62条第6項（第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条若しくは第69条第2項の規定に違反し、第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営業者を制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。</p>
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に決めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	<p>保健福祉部福祉局施設運営指導課</p> <p>法人運営グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-213））</p> <p>事業指定グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-226））</p> <p>事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-218））</p>
備考	<p>（公表アドレス）</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</p>

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第72条第2項、第3項
処分の概要	社会福祉法の規定に違反して社会福祉事業を営むものの制限等
法令の定め	<p>第72条第2項 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営む者（次章において「社会福祉事業の営業者」という。）が、第77条又は第79条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。</p> <p>第72条第3項 都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営む者が、その事業に関して不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命ずることができる。</p>
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対して具体的な基準として画一的に決めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	<p>保健福祉部福祉局施設運営指導課 法人運営グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-213）） 事業指定グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-226）） 事業指導グループ（電話番号：011-231-4111（内線25-218））</p>
備考	<p>（公表アドレス） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/gyoutehourei/gyoutehourei.htm</p>